

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月14日
【報告者の名称】	東光株式会社
【報告者の所在地】	埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷18番地
【最寄りの連絡場所】	埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷18番地
【電話番号】	049(285)2511
【事務連絡者氏名】	執行役員 田口 康則
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、東光株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社村田製作所をいいます。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社村田製作所
所在地 京都府長岡京市東神足1丁目10番1号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成26年2月13日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、後記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠および理由」記載の根拠および理由に基づき、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠および理由

本公開買付けの概要

株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している当社は、平成24年3月22日、公開買付者との間で「資本・業務提携に関する合意書」（以下「既存資本業務提携合意書」といいます。）を締結し、公開買付者との間で業務提携を開始しました。

また、公開買付者は、同年4月9日、既存資本業務提携合意書に基づき、当社から第三者割当の方法により新たに発行された普通株式および転換社債型新株予約権付社債を引き受け、本日現在、当社株式10,582,000株（平成25年12月31日現在の発行済株式総数108,122,646株から同日現在当社が所有する自己株式数1,380,575株を除いた株式数106,742,071株に占める割合（以下、自己株式を控除して算出される株式の所有割合を「所有割合」といいます。）にして9.91%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じ。）なお、公開買付者が保有する当社の転換社債型新株予約権付社債のすべて（当社第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（引受総数30個、当該引受による潜在株式数7,575,757株、以下「本新株予約権付社債」といいます。））を転換（以下「本転換」といいます。）した後（本転換後の発行済株式総数から自己株式数1,380,575株を除いた114,317,828株）の所有割合（以下「本転換後所有割合」といいます。）にして15.88%）を所有しているとのことです。当社および公開買付者（以下「両社」といいます。）は、その後、当社を連結子会社化し、両社の事業上の提携を一層強化することで、両社の企業価値を向上させることを目的として、平成25年2月13日付「株式会社村田製作所および東光株式会社の資本業務提携の強化に関する合意書締結のお知らせ」（以下「平成25年2月13日付プレスリリース」といいます。）記載のとおり、同日開催の両社の取締役会決議に基づき、「資本業務提携の強化に関する合意書」（以下「本資本業務提携合意書」といいます。その概要については、下記「本資本業務提携の概要」をご参照ください。）を締結し、国内外の競争法に基づき必要な一定の手続および対応等を終えること等を条件として本公開買付けを実施することを予定しておりました。また、当社と公開買付者は、平成26年2月13日付プレスリリース「資本業務提携の強化に関する変更合意書の締結のお知らせ（平成25年2月13日付「資本業務提携の強化に関する合意書締結のお知らせ」の一部変更に係るお知らせ）」（以下「平成26年2月13日付プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、本日開催の両社の取締役会決議に基づき、本資本業務提携合意書の内容を一部変更する変更合意書（以下「本変更合意書」といいます。）を締結しました（注1）。今般、国内外の競争法に基づき本公開買付け前に必要な一定の手続および対応が完了したことを受けて、公開買付者は、本資本業務提携合意書に定める本公開買付けの実施のための前提条件が充足されたことを確認し、公開買付者による当社の連結子会社化を目的として、本公開買付けを平成26年2月14日より開始することを決議したとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおける当社株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を、平成26年2月13日開催の取締役会において、平成25年2月13日に決定した本公開買付けの予定価格（以下「本公開買付予定価格」といいます。）である1株当たり300円から、1株当たり400円に引き上げることを決議したとのことです。

本書提出日現在、当社株式は東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持しながら資本提携関係をできる限り強化する方針であることから、買付予定数の上限を57,519,000株（本転換後所有割合にして50.32%。なお、本公開買付けにより当該57,519,000株の買付け等を行った後に公開買付者が所有することとなる本転換後の当社株式（76,676,757株）の本転換後所有割合にして66.20%）（注2）としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わず、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）法第27条の13第5項および発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含む。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うとのことです。他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです。

（注1）平成26年2月13日付プレスリリース記載のとおり、当社と公開買付者は、本資本業務提携合意書において、当社の平成26年3月開催の定時株主総会において、取締役の任期を1年に変更する旨の定款変更議案を上程する旨の合意を当初しておりましたが、当該定款変更議案については、本公開買付けの成立を条件として、当社の平成26年3月開催の定時株主総会終了後、最初に開催される株主総会（臨時株主総会を含みます。）において上程する旨を、本変更合意書において合意しております。

（注2）本資本業務提携合意書において、当社および公開買付者は、本転換後かつ自己株式控除後の発行済株式総数に対する議決権の割合で66.60%に相当する株式数を、本公開買付けの上限とすることに合意しておりましたが、平成26年2月13日付プレスリリース記載のとおり、当該上限については、当社の直近の株主名簿に記載される発行済株式総数、自己株式数および単元未満株式数を計算の前提とし、本転換後の発行済株式総数から当社が所有する自己株式を控除した後の議決権（当該議決権の計算上において単元未満株式は考慮しない）の66.60%に相当する株式数を意味することを、本変更合意書において確認しました。これを、平成25年12月31日現在の当社の発行済株式総数（108,122,646株）、自己株式数（1,380,575株）および単元未満株式数（687,646株）を前提に計算した場合、本転換後の発行済株式総数（115,698,403株）から自己株式数（1,380,575株）を除き、さらに単元未満株式数（同日現在の単元未満株式687,646株から同日現在の当社の保有する単元未満自己株式575株を控除した687,071株）を除いた株式数に付与される総議決権113,630個（単元未満株式を除く113,630,000株に付与される議決権）の66.60%に相当する株式数（75,677,000株）が、合意された上限株式数となり、当該株式数より公開買付者が本公開買付けの公表日現在に所有する当社の普通株式（10,582,000株）および本新株予約権付社債の潜在株式（7,575,757株）を減じ、1単元未満を切り捨てた57,519,000株（本転換後所有割合にして50.32%）を、本公開買付けによる買付予定数の上限としております。なお、平成25年2月13日付プレスリリースにおいては、本資本業務提携合意書において合意された内容とは異なり、単元未満株式も含めた自己株式控除後の本転換後発行済株式総数を基礎として上記66.60%を計算しており、その結果、本公開買付け後の所有予定株式数を76,151,265株（平成24年12月31日時点の本転換後所有割合にして66.60%）とし、買付予定株式数を57,993,508株（平成24年12月31日時点の本転換後所有割合にして50.72%）とする旨の記載をしておりました。これらの株式数および割合について、当社および公開買付者間での上記合意内容に基づき再計算した結果、下記のとおりとなります。

記

（訂正前）	買付予定株式数	57,993,508株（本転換後所有割合50.72%）
	本公開買付け後の所有予定株式数	76,151,265株（本転換後所有割合66.60%）
（訂正後）	買付予定株式数	57,519,000株（本転換後所有割合50.32%）
	本公開買付け後の所有予定株式数	75,676,757株（本転換後所有割合66.20%）

（ ）上記のうち、本転換後所有割合とは、平成25年2月13日付プレスリリースにおいて「本転換後発行済株式総数（自己株式控除後）に対する割合」として表記される割合であり、当該計算においては、当社の発行済株式総数108,122,646株から平成24年12月31日時点において当社が保有する自己株式数1,357,165株を除いた株式数106,765,481株に本新株予約権付社債の潜在株式7,575,757株を加算した株式数を分母として計算しているとのことです。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程および理由

当社は、昭和30年に株式会社東光ラジオコイル研究所として設立され、真空管式ポータブルラジオ用コイル、世界初のトランジスタラジオ用I F Tの開発生産を開始しました。後の昭和39年に東光株式会社に社名変更を行い、現在では当社グループは、当社ならびに連結子会社22社で構成されております。当社は、同じくエレクトロニクス業界において、中核技術として持つ磁性体材料および巻き線テクノロジーを駆使した革新的なコイルを創出し続け、社会の発展に貢献しています。

当社の製品はテレビ、ゲーム等のA V機器、携帯電話、スマートフォン等の通信機器、パソコン等の情報機器、およびカーオーディオ等の車載機器に幅広く採用されております。最近においては、他社に先駆け独創的なコイルの開発、量産化に成功し、そのコイルを採用したスマートフォン等のポータブルデバイスにおいて、小型化・省エネルギー化・軽薄化を実現し、世界の主要顧客から高い評価を受けています。また、自動車向け等の新たな製品開発や用途開拓も進めています。

一方、公開買付者は、村田昭により昭和19年京都市中京区にて創業され、昭和25年に株式会社に改組し、現在、公開買付者グループは、公開買付者ならびに連結子会社79社および持分法適用関連会社1社で構成されております。公開買付者は「Innovator in Electronics」をスローガンとして掲げ、時代とともに要求が高度化していくエレクトロニクス業界において、独創的な製品を開発・製造・販売することで、高度情報社会の発展に貢献してきました。

現在、公開買付者は急成長するスマートフォン、タブレット市場等を中核市場と位置づけ、材料技術やモジュール技術、生産技術をベースに積層セラミックコンデンサや無線モジュールといった高機能・高付加価値の部品を開発、生産し、グローバルに販売しています。また、新興国市場での生産・販売や、自動車向けや環境・エネルギー向け、ヘルスケア向けといった新規市場にも展開し、需要が急拡大する地域や、より参入障壁が高い事業領域においても確固たる地歩を築きつつあります。

製品ラインアップにおいては、世界の最先端市場で要求される技術力や納入実績を持つ企業と手を組んで隣接領域のコア技術を取り込む、いわゆる「にじみだし」戦略を採用し、小型化・省電力化・高速化に代表される顧客のあくなき技術革新要求に新たなソリューションを提供することで、需要を創造し続けています。

このような状況下、両社はお互いの強みを相互に活用することで社会の発展に貢献し、ひいては両社の企業価値向上に資するべく、平成24年3月22日付で既存資本業務提携合意書を締結し、業務提携を開始しました。また同年4月9日、公開買付者は当該合意書に基づき、当社より第三者割当により発行した新株（普通株式10,582,000株、1株あたり発行価額189円）および本新株予約権付社債総額1,500百万円、引受総数30個、潜在株式数7,575,757株）を引き受けました。

その後両社は、相互協力によるパワーインダクタの拡販、次世代パワーインダクタの共同開発・販売、顧客ニーズの深耕と新たな製品の開発・生産・販売、等について協議を重ねてまいりましたが、経営・技術・生産に関わる情報を相互に開示し、両社の有する経営資源を有効に活用して更なる事業シナジーを創出するためには、より強固な資本関係のもと同一グループ会社として、協力していくことが必要であるとの判断に至ったことから、平成25年2月13日付で本資本業務提携合意書を締結しました。（本資本業務提携合意書の概要については、後記 本資本業務提携の概要をご参照ください。）

本資本業務提携合意書に基づく資本業務提携により、両社では以下のような事業シナジーの追求が可能になります。

- ・ 当社に期待されるシナジー
 - i 公開買付者の販売網を活用し、当社の商材をグローバルに拡販する。世界のリードカスタマーに対し、当社の商材のマーケティング・企画・開発を行う
 - ii 公開買付者が保有する、電子部品に関わる様々なコア技術・知見や、経営管理ノウハウを当社の製品開発・製造・品質管理・採算管理等に活用し、高機能化・高付加価値化をはかる
 - iii 公開買付者の生産設備の内製ノウハウを当社に移植し、生産性の向上、コスト競争力の強化をはかる

- ・ 公開買付者に期待されるシナジー
 - i 市場で高いシェアを誇る当社の最先端のメタルアロイ製品を武器に、両社にとっての新規顧客を開拓し、売上拡大をはかる
 - ii 当社の持つ、高度な巻き線および磁性材料技術を応用し、高機能で付加価値の高い電子部品を創出する
 - iii 当社の持つ、海外ローカル人材による生産オペレーションのノウハウを共有し、生産効率化を図る

当社はその後、平成26年2月3日に公開買付者より本公開買付価格その他の条件についての協議・交渉再開の申し入れを受け、本資本業務提携合意書に基づき、公開買付者との間で本公開買付価格その他の条件についての協議・交渉を再開しました。

また、当社は、平成25年2月13日付プレスリリースによる本公開買付けの実施予定の公表から11ヵ月以上の期間が経過し、その後の市場環境の変化を考慮する必要があることから、後述のみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）の株式価値算定書、鳥飼総合法律事務所からの法的助言を踏まえ、平成26年2月13日開催の当社取締役会において、本公開買付けの諸条件について、改めて慎重に協議しました。

その結果、当社取締役会は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することが、当社の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本公開買付けに賛同する旨、および、本公開買付価格は上記のとおり、みずほ証券による算定結果のうち、市場株価基準法、類似会社比較法およびDCF法に基づく算定結果の上限を上回るものであることより、当社の株主の皆様に対して合理的な価格で当社普通株式の売却機会を提供するものであると判断し、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を取締役全5名の全員一致により決議いたしました。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、当社取締役会が本公開買付けに賛同するとともに当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することについて、異議を申し述べておりません。

本公開買付けを経て当社は公開買付者の上場連結子会社となる予定ですが、本公開買付け成立後も当社は自由闊達な企業風土を維持し、電源事業、車載事業、高周波事業で掲げられた事業戦略を引き続き推進するとともに、公開買付者との連携を更に深め、事業シナジーの創出と両社の企業価値向上に向け、協業を推進する予定です。

なお、公開買付者は、本公開買付けの成立後、当社に対して臨時株主総会を開催するよう要請し、かかる臨時株主総会（平成26年夏頃までに開催予定）において、当社の全取締役の過半数となる最小限の員数となる取締役および監査役1名を公開買付者より指名する予定です。

本公開買付けに関する意見の根拠

公開買付者は平成25年2月13日開催の取締役会において、本公開買付予定価格を1株当たり300円と決定いたしました。その後の市場環境の変化を踏まえて、平成26年2月13日開催の取締役会において、本公開買付価格を、平成25年2月13日開催の取締役会で決定した公開買付予定価格である1株当たり300円から、400円へと引き上げることを決議したとのことです。なお、公開買付者は、平成24年4月9日、当社から第三者割当により発行する普通株式10,582,000株を1株あたり発行価額189円にて引き受けておりますが、当該発行価額はあくまで当時の市場環境を前提として決定されたにすぎず、当該株式の取得からすでに1年10ヶ月近くの間が経過し、株式評価の前提となる市場環境および対象社の業績に変動が生じていることから、本公開買付価格の決定に際しては、当該発行価額は考慮していないとの説明を公開買付者より受けております。

当社は、本公開買付予定価格の適正性を判断するにあたり、両社から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対し、当社の株式価値の算定を依頼しました。なお、みずほ証券は、両社の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しないとのことです。

みずほ証券は、市場株価基準法、類似会社比較法およびディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、当社はみずほ証券から平成25年2月12日に株式価値算定書を取得しました（以下当該株式価値算定書を「平成25年2月株式価値算定書」といいます。）。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付予定価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

上記各手法において算定された当社の株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法	207円から223円
類似会社比較法	123円から152円
D C F 法	211円から310円

当社は、平成25年2月株式価値算定書の内容および両社から独立した法務アドバイザーである鳥飼総合法律事務所からの法的助言等を踏まえ、平成25年2月13日に当社取締役会を開催し、本公開買付けの諸条件について検討いたしました。その結果、当社取締役会は、本公開買付けの諸条件、経営・技術・生産に関わる情報を相互に開示し、両社の経営資源を有効に活用して更なる事業シナジーを創出するためには、より強固な資本関係のもと同一グループ会社として、協力していくことが必要であること等を総合的に考慮し、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けに賛同する予定である旨、および、本公開買付けが実施された場合には当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する予定としたい旨を当社の取締役全5名の全員一致により決議しております。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、当社の取締役会が、本公開買付けが実施された場合に、本公開買付けに賛同するとともに当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明する予定であることについて、異議を申し述べておりません。ただし、本公開買付けは、上記のとおり一定の事項を条件として開始される予定であり、本公開買付けの開始までに一定の時間がかかることが予想されるため、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される時点で、改めて協議の上本公開買付けに関する意見表明を行うことをあわせて決議しております。

その後、当社は、平成26年2月3日に公開買付者より本公開買付価格その他の条件についての協議・交渉再開の申し入れを受け、本資本業務提携合意書に基づき、公開買付者との間で本公開買付価格その他の条件についての協議・交渉を再開しました。その後、公開買付者から、平成26年2月7日に、本公開買付価格を400円に引き上げた上で本公開買付けを実施したい旨の最終提案を受けております。

また、当社は、本公開買付けに関する意見の内容を検討するにあたって、平成25年2月13日付プレスリリースによる本公開買付けの実施予定の公表から11ヶ月以上の期間が経過し、その後の市場環境の変化を考慮する必要があることから、本公開買付価格の適正性を改めて判断するため、その参考資料としてみずほ証券より株式価値算定書を平成26年2月12日付で受領しております（以下当該株式価値算定書を「平成26年2月株式価値算定書」といいます。）。（なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

みずほ証券が平成26年2月株式価値算定書において当社株式の価値算定に用いた手法は、市場株価基準法、類似会社比較法およびD C F法であり、平成26年2月株式価値算定書において算定された当社株式の1株当たりの価値は、以下のとおりです。

市場株価基準法	337円から344円
類似会社比較法	247円から342円
D C F 法	283円から375円

当社は、平成26年2月株式価値算定書の内容および両社から独立した法務アドバイザーである鳥飼総合法律事務所からの法的助言等を踏まえ、平成26年2月13日にも当社取締役会を開催し、本公開買付けに関する諸条件について、改めて慎重に検討いたしました。その結果、当社取締役会は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎をおきつつ、買付者との間でより強固な提携関係を構築することが当社の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本公開買付けの実施に賛同する旨、および、本公開買付価格は上記のとおり、みずほ証券による算定結果のうち、市場株価基準法、類似会社比較法およびD C F法に基づく算定結果の上限を上回るものであることより、当社の株主の皆様に対して合理的な価格で当社普通株式の売却機会を提供するものであると判断し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を、取締役全5名の全員一致で決議いたしました。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、当社取締役会が本公開買付けの実施に賛同するとともに当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することについて、異議を申し述べておりません。

本資本業務提携の概要

当社および公開買付者は、平成25年2月13日付で本資本業務提携合意書を締結し、また、平成26年2月13日付で本変更合意書を締結しています。本資本業務提携合意書の概要（本変更合意書における変更内容を含む。）は以下のとおりです。

(a) 本資本業務提携合意書の目的と概要

両社は、既存資本業務提携合意書に基づく資本業務提携関係をより一層強化することにより、両社の企業価値を最大化させることを究極の目的として、本資本業務提携合意書を締結する。両社は、資本提携強化を目的として、当社の発行する株券等に対して本公開買付けを行うことにより当社の議決権の過半数の取得を目指すものとする。本公開買付けが成立した場合には、既存資本業務提携合意書において合意した業務提携の内容を、本資本業務提携合意書に基づいてさらに強化する（以下、本資本業務提携合意書に定める資本提携および業務提携を「本資本業務提携」という。）。既存資本業務提携合意書は本公開買付けの決済日（以下「本決済日」という。）をもって効力を失うものとする。

(b) 業務提携強化の内容

両社は、本公開買付けの成立を条件として、既存の業務提携を下記の内容に強化する。詳細については、両社間で誠実に協議の上、別途取り決めを行う。

既存資本業務提携合意書において合意された下記の項目の具体化

- ・当社と公開買付者の相互協力によるパワーインダクタ販売拡大
- ・次世代パワーインダクタの共同開発と販売
- ・共同で新たな顧客ニーズを発掘し、その要求を満たすインダクタ関連製品を両社が連携して開発・生産・販売していくこと

相互の販売チャンネルの有効活用

相互の事業運営の融合による事業の効率化

相互の保有する技術およびノウハウの共有とこれによる共同開発の推進

(c) 当社の賛同等

当社は、本公開買付けの開始が決定された場合、本公開買付けに賛同し、株主に対して応募を推奨する旨を決議の上、当該賛同意見を公表する（同日付での適時開示による公表のほか、意見表明報告書の提出を含む。）ものとし、これを撤回又は変更しない。但し、当社の取締役の善管注意義務違反となる蓋然性が高いと認められる場合にはこの限りではない。

当社は、本公開買付けを当社の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）における大規模買付行為から除外するものとし、その旨の取締役会決議を行う。

(d) 本公開買付けの実施、当社の義務等

公開買付者は、(i)中華人民共和国を含む国内外の競争法に基づき必要な手続および対応を完了すること、(ii)当社の表明および保証が重要な点において真実かつ正確であること（注1）、(iii)当社の本資本業務提携合意書に基づく義務に重大な違反が存在しないこと（注2）、(iv)本公開買付け又は本資本業務提携の実行に重大な悪影響を及ぼす事由（重大な訴訟、行政機関又は税務当局による処分等、地震等の天変地異を含むがこれらに限られない。）が起きていないこと等の諸条件が充足された場合、本公開買付けを実施する。

当社は、本決済日までの間、公開買付者以外の第三者からの大規模買付行為に対して賛同せず、公開買付者以外の第三者との間で本資本業務提携又はこれに類似する取引についての勧誘、協議、交渉、合意等を行わない。但し、当該行為を行わないことが当社の取締役の善管注意義務違反となる蓋然性が高いと認められる場合にはこの限りではない。

当社は、本決済日までの間、一定の行為（新株発行等東光株式の所有割合を希薄化させる虞のある行為、合併等の組織再編、子会社等の買収又は売却、剰余金の配当、倒産手続の申立、当社の主要製品に係る知的財産権等の処分、その他本公開買付けまたは本資本業務提携の実施に重大な影響を与える可能性のある行為）については、事前に公開買付者の承諾を得るものとする。ただし、上記行為を行わないことが、当社の取締役の善管注意義務違反となる蓋然性が高い場合にはこの限りではない。

公開買付者が本公開買付けにより当社の議決権の過半数を取得できなかった場合、公開買付者が希望する場合には、両社は、公開買付者が当社の議決権の過半数を取得するための方策について誠実に協議し、議決権の過半数の取得または追加取得に向けて商業上合理的な範囲の協力を行う。また、公開買付者が本公開買付けにより当社の議決権の過半数を取得できなかった場合、当社が希望する場合には、両社は、当社の経営体制を含む本資本業務提携の内容を、公開買付者の当社株式の保有割合に応じたものとするべく、誠実に協議するものとする。

(注1) 本資本業務提携合意書において、当社は、(i)当社の設立の適法性および存続の有効性ならびに本資本業務提携合意書の締結および履行に必要な権限の存在、(ii)本資本業務提携合意書の義務の履行に必要な社内手続の履践、(iii)本資本業務提携合意書の適法かつ有効な締結、(iv)本資本業務提携合意書の法的拘束力および強制執行可能性、(v)発行済株式および新株予約権付社債の適法かつ有効な発行、(vi)当社の財務諸表の正確性、(vii)重大な影響を及ぼす紛争の不存在、(viii)開示された情報の正確性、(ix)当社の事業遂行のために必要な許認可等の有効な存続について、表明および保証を行っております。

(注2) 本資本業務提携合意書において、当社が、公開買付者の事前の同意なく、(i)新株等の発行、(ii)株式の併合または分割、(iii)企業再編行為、(iv)自己株式の取得または処分、(v)剰余金の配当、(vi)子会社または関連会社の買収または売却、(vii)倒産手続の申立て、(viii)当社の主要製品に係る知的財産権の処分、(ix)その他本公開買付けまたは資本業務提携の実施に重大な影響を与える可能性のある行為を行うことは、本資本業務提携合意書に基づく義務の重大な違反に該当するものとされています。また、本資本業務提携合意書において、当社は、(a)公開買付者以外の第三者との間で公開買付者との資本業務提携又はこれに類似する取引についての勧誘、協議、交渉、合意等は一切行わない義務、(b)当社による表明および保証または本資本業務提携合意書上の義務違反が生じた場合の通知義務、(c)未公表事実を認識した場合の公表義務を負っております。但し、上記の(i)から(ix)および(a)については、当社の取締役の善管注意義務違反となる蓋然性が高い場合はこの限りではないと定めております。

(e) 本公開買付け後の経営体制

当社は、本公開買付け成立後最初に開催される定時株主総会または臨時株主総会において、全取締役の過半数となる最小限の員数につき公開買付者が指名する者を候補者とする取締役選任議案、および、公開買付者が指名する監査役1名を候補者とする監査役選任議案を上程するものとする。

当社は、平成26年3月開催の定時株主総会終了後、最初に開催される株主総会（臨時株主総会を含みます。）において、取締役の任期を1年に変更する旨の定款変更議案を上程するものとする。

本公開買付け成立後、当社は、上記(d)に記載する一定の行為については、事前に公開買付者の承諾を得るものとする。ただし、上記行為を行わないことが、当社の取締役の善管注意義務違反となる蓋然性が高い場合にはこの限りではない。

(f) 本公開買付け後の当社株式の追加取得又は処分

公開買付者は、本公開買付け成立後、当社株式を追加取得する場合には、原則として事前に当社に通知するものとする。ただし、本公開買付けの上限（本転換後所有割合にして66.20%）を超える追加取得については事前に当社の承諾を得るものとする。

公開買付者は、本公開買付け成立後1年間は、当社の承諾なく、当社株式につき譲渡その他の処分を行わないものとする。本公開買付け成立後1年経過後、当社株式につき譲渡その他の処分（公開買付けへの応募および入札による売却を除く）を行う際は、事前に当社に通知し、当社からの提案を含めて両社にて協議するものとする。

(g) 上場維持

両社は、合理性が認められない場合を除き、本公開買付け成立後も当社が上場を維持することを確認する。

(h) 雇用体系

両社は、合理性が認められない場合を除き、本公開買付け成立後も当社における本決済日時点の雇用を継続し、労働条件を維持する。

(i) 商号およびブランドの維持

両社は、本公開買付け成立後も、当社が従来の商号およびブランドを維持することを確認する。ただし、公開買付者が当社の製品を販売する場合の当該ブランドについてはこの限りではない。

(j) 本資本業務提携合意の終了

当社又は公開買付者は、本決済日までの間、(i)相手方の表明保証した事項が重要な点において真実かつ正確でない場合、(ii)相手方の本資本業務提携合意書に基づく義務に重大な違反があり10営業日以内に当該違反が是正されない場合、(iii)本公開買付けの前提条件が平成26年3月末日までに充足されない場合又は(iv)相手方において法的倒産手続等が開始された場合等の一定の事由が生じた場合、本資本業務提携合意書を解除することができる。

公開買付者が、本公開買付けを法定の事由に従い撤回した場合、本資本業務提携合意書は当然に終了する。

当社又は公開買付者は、本決済日以後、(i)相手方の本資本業務提携合意書に基づく義務に重大な違反があり10営業日以内に当該違反が是正されない場合、(ii)本資本業務提携の目的を達成することが不可能又は著しく困難になる事由が発生した場合、(iii)相手方について法的倒産手続等が開始された場合、本資本業務提携合意書を解除することができる。

(3) 上場廃止となる見込みおよびその理由

本書提出日現在、当社の普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは当社の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は57,519,000株（本転換後所有割合50.32%。なお、本公開買付けにより当該57,519,000株の買付け等を行った後に公開買付者が所有することとなる本転換後の当社株式（75,676,757株）の本転換後所有割合は66.20%）を上限として本公開買付けを実施するとのことであるため、当社の普通株式は、本公開買付け後も引き続き東京証券取引所市場第一部の上場が維持される予定です。

(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として上記3.(2)「本公開買付けに関する意見の根拠」に記載のとおり、本公開買付け価格の適正性を判断するにあたり、その参考資料として当社および公開買付者から独立したファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券より株式価値算定書を受領しております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、みずほ証券は、当社および公開買付者の関連当事者には該当せず、当社および公開買付者との間で重要な利害関係を有しません。

(a) 平成25年2月株式価値算定書の概要

みずほ証券は、当社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。当社はみずほ証券から平成25年2月12日に平成25年2月株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付け予定価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

上記各手法において算定された当社の株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法	207円から223円
類似会社比較法	123円から152円
DCF法	211円から310円

市場株価基準法では、平成25年2月12日を算定基準日として、当社普通株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値219円、直近1ヶ月間の終値単純平均値223円、直近3ヶ月間の終値単純平均値213円、直近6ヶ月間の終値単純平均値207円を基に当社普通株式の1株当たりの価値の範囲は、207円から223円までと分析しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲は、123円から152円までと分析しております。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が平成25年12月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲は、211円から310円までと分析しております。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、戦略商品の順調な拡大、自動化推進による生産性改善等による売上高の増加やコスト削減効果により、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれておりません。

(b) 平成26年2月株式価値算定書の概要

みずほ証券は、当社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。みずほ証券の平成26年2月株式価値算定書において算定された当社普通株式の1株当たりの価値は、以下のとおりです。

市場株価基準法	337円から344円
類似会社比較法	247円から342円
DCF法	283円から375円

市場株価基準法では、平成26年2月12日を算定基準日として、当社普通株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値337円、直近1ヶ月間の終値単純平均値339円、直近3ヶ月間の終値単純平均値344円、直近6ヶ月間の終値単純平均値341円を基に当社普通株式の1株当たりの価値の範囲は、337円から344円までと分析しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲は、247円から342円までと分析しております。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が平成26年12月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲は、283円から375円までと分析しております。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画については、平成26年2月13日に公表した中期計画の連結数値目標の達成を前提としており、平成27年12月期においては、戦略商品の順調な拡大による売上高の増加、自動化推進による生産性改善等によるコスト削減に加え、借入金返済等に伴う利息費用の減少により、平成26年12月期対比で大幅な増益を見込んでおります。

当該事業計画では、時代を先取りした製品開発の推進、戦略商品および車載市場向け製品に対する積極投資を実施する予定です。加えて、公開買付者との協業による収益拡大を図ると共に、自動化による更なる生産性向上と工場再編およびサプライチェーンマネジメントの見直し等による徹底したコスト削減を確実に実行し、平成28年12月期に売上高440億円、営業利益率が12%を見込んでおります。上記の中期計画に関しては、同日公表の「中期計画(2014-2016)に関するお知らせ」をご参照ください。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、両社から独立した法務アドバイザーである鳥飼総合法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法・過程について、法的助言を受けております。

利害関係を有しない取締役および監査役全員の承認

当社は、当社のビジョン、経営方針および事業を取り巻く環境を総合的に勘案すると、公開買付者との資本業務提携を通じた関係強化は当社の経営戦略とも合致するものであり、加えて、当社が安定的な資本関係の下で企業革新に邁進できる環境が整うことは、あらゆるステークホルダーの皆様のご期待に沿うものでもあることから、当社における持続的な企業価値・株主価値の向上のためには、公開買付者との資本業務提携を通じて、当社が公開買付者と共にさらなる発展を目指していくことが当社にとっての最善の選択であるとの認識に至りました。

そして、当社は、以上のような当社の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、みずほ証券の平成25年2月株式価値算定書、鳥飼総合法律事務所からの法的助言、その他の関連資料を踏まえたうえで、平成25年2月13日開催の当社取締役会において、本公開買付けの諸条件、両社の有する経営資源を有効に活用して更なる事業シナジーを創出するためには、相互にその事業の根幹となる、資産や経営資源、コアとなる技術的知見資産の開示提供を行うことが必要なところ、現状の資本関係のままではどうしても一定の制約が生じるため、より強固な資本関係のもと同一のグループとなり、協力していくことが必要との結論に至りました。以上の検討協議を経て、より強固な関係を築くためには当社が公開買付者の連結子会社となることが望ましいとの判断に至り、両社の事業上の提携を一層強化することで、両社の企業価値を向上させることを目的として、平成25年2月13日付で本資本業務提携合意書を締結し、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けに賛同する予定である旨、および、本公開買付けが実施された場合には当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する予定としたい旨を当社の取締役全5名の全員一致により決議しております。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、当社の取締役会が、本公開買付けが実施された場合に、本公開買付けに賛同するとともに当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明する予定であることについて、異議を申し述べておりません。ただし、本公開買付けは、上記のとおり一定の事項を条件として開始される予定であり、本公開買付けの開始までに一定の時間がかかることが予想されるため、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される時点で、改めて協議の上本公開買付けに関する意見表明を行うことをあわせて決議しました。なお、上記の取締役および監査役には利害関係を有する者はありません。

当社はその後、平成26年2月3日に公開買付者より本公開買付価格その他の条件についての協議・交渉再開の申し入れを受け、本資本業務提携合意書に基づき、公開買付者との間で本公開買付価格その他の条件についての協議・交渉を再開しました。その後、公開買付者から、平成26年2月7日に、本公開買付価格を400円に引き上げた上で本公開買付けを実施したい旨の最終提案を受けております。

また、当社は、本公開買付けに関する意見の内容を検討するにあたって、平成25年2月13日付プレスリリースによる本公開買付けの実施予定の公表から11ヵ月以上の期間が経過し、その後の市場環境の変化を考慮する必要があることから、みずほ証券の平成26年2月株式価値算定書、鳥飼総合法律事務所からの法的助言を踏まえ、平成26年2月13日開催の当社取締役会において、本公開買付けの諸条件について、改めて慎重に協議しました。その結果、当社取締役会は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することが、当社の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本公開買付けに賛同する旨、および、本公開買付価格は上記のとおり、みずほ証券による算定結果のうち、市場株価基準法、類似会社比較法およびDCF法に基づく算定結果の上限を上回るものであることより、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を取締役全5名の全員一致により決議いたしました。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、当社取締役会が本公開買付けに賛同するとともに当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することについて、異議を申し述べておりません。なお、上記の取締役および監査役には利害関係を有する者はありません。

(5) 本公開買付け後の、当社の株券等をさらに取得する予定の有無、理由、内容

公開買付者は、当社を上場連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、現時点で、本公開買付け後に当社の株券等を追加で取得することは予定しておらず、本転換後所有割合が当社の株券等所有割合の合計の3分の2以上となること、および本公開買付け後に、再度公開買付けを行うことは想定していないとのことです。一方、本公開買付けの結果、公開買付者が当社の議決権の過半数を取得できずに連結子会社化を直ちに達成できなかった場合、公開買付者は、必要に応じて、本新株予約権付社債の全部または一部の転換を、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）終了後直ちに行う可能性はありますが、現時点では未定とのことです。また、当該本新株予約権付社債の転換によっても、公開買付者が当社の議決権の過半数を取得できない場合には、当社との間で、公開買付者が当社の議決権の過半数を取得するために市場取引による株式取得、第三者割当増資、自己株式の取得その他の方策について協議することを予定しておりますが、現時点では、その協議の時期および具体的方策のいずれについても未定とのことです。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	議決権の数 (個)
川津原 茂	代表取締役取締役社長		207,470	207
桑 島 孝	取締役常務執行役員	営業センター 担当 渉外 担当 東京支社 担当 光栄電子 担当 海外販売拠点 担当	49,826	49
水 野 雅 文	取締役上席執行役員	人事総務センター 担当 法務部 担当	45,570	45
北 條 実	取締役上席執行役員	華成電子グループ 担当	49,079	49
早 川 悦 生	取締役執行役員	事業本部 担当 研究開発センター 担当 東光コイルテック 担当	8,909	8
鈴 村 純 一	常勤監査役		44,499	44
福 田 徹	常勤監査役		44,499	44
丸 山 栄 作	監査役		0	0
合計			449,852	446

(注1) 所有株式数および議決権の数は平成25年12月31日現在のものです。

(注2) 所有株式数および議決権の数には、それぞれ当社の役員持株会を通じた所有株式数(小数点以下切捨て)およびそれに係る議決権の数を含めた数を記載しております。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当ありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

当社は、平成18年6月29日開催の第65期定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為への対応方針」(買収防衛策)を導入し、平成25年3月28日開催の第72期定時株主総会においてこれを更新しましたが、本公開買付けに関しては、平成25年2月13日開催の当社の取締役会においてこれを承認し、本公開買付けが、同買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないこととする旨を決議いたしました。

7【公開買付者に対する質問】

該当ありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当ありません。

以上